

令和3年度 農地中間管理事業の評価意見書

	項 目	評 価 ・ 意 見 ・ 改 善 事 項
I 実績評価	<p>1. 事業実績</p> <p>(1)集積面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画1,400haに対し、実績は502ha うち新規集積面積は180ha ・ 国が示した年間集積目標に対する機構の寄与度: 中四国5位(全国26位) <p>(2)県重点推進項目別実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 産地育成につながる大規模な農地集積(4経営体, 32ha) ② 新規就農者・認定農業者等への農地集積, 分散錯ほの解消(65経営体, 207ha) ③ 集落法人の付替・規模拡大・新設(139経営体, 295ha) 	<ul style="list-style-type: none"> ・実績が目標の半分以下となっているが、これは計画面積自体が広島県の条件不利性に合致していないためである。実績自体は本県の農業条件の不利性のもとでかなり健闘した結果であると言いたい。 ・機構は新規集積に貢献している。今年度が中四国で5位である要因としては、本県は農地中間管理事業開始当初から積極的に集積が行われていたこともあり、現在はある程度落ち着いた状況であるとも捉えることができる。 ・4経営体への32haの集積であるが、これらの経営体はすべて地域農業との良好な関係を結びながら積極的に企業の経営の展開を企図する農業経営体であり、今後の成長も含めて評価に値する。 ・本県は生産意欲の高いUターン・Iターン新規就農者が結集している状況にあり、これらに対する農地の実績は、地域農業の持続性を高めるうえで重要な成果である。 ・集落法人への付替・規模拡大については、本県における集落法人がおおむね世代交代の時期にあつて、その再編過程のなかで農地を維持するうえで重要な取組であると言える。
II 推進活動への意見	<p>2. 推進活動について</p> <p>(1)産地育成につながる大規模な農地集積</p> <p>(2)新規就農者・認定農業者等への農地集積, 分散錯ほの解消</p> <p>(3)集落法人の付替・規模拡大・新設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会、地域の協議会組織や農協等とが連携して借り手・貸し手のニーズの把握とマッチングが行われており、このことが成果を生んでいることが見受けられる。 ・とりわけ、基盤整備事業と連動した農地集積や、農業委員会・農協との連携は、地域農業の持続性をより高める取組として引き続き行っていただきたい。 ・各市町や農協が行っている新規就農者育成事業と機構事業との連携は重要であり、これらが効果を発揮している事例が少なからずみられる。 ・今後は貸し手の存在形態も多様化する様相を呈している中で、中間保有機能を活かした就農地の提供はますますニーズが増すことが予想される。 ・地域段階での集約化可能な農地の掘起こしや担い手の具体的なニーズ把握とマッチング、大規模団地計画との連携、担い手間の分散錯ほの解消、新規就農者育成対策との連携等について、引き続き関係者の協力の下で進められたい。 ・コロナ禍で集落内での対面での話し合いが制限されており、人・農地プラン等の話し合いが進んでいない中で、どのようにターゲットを絞って取組を進めるかの検討が重要となってくると思われる。

	項 目	評 価 ・ 意 見 ・ 改 善 事 項
Ⅲ 推進体制への意見	<p>3. 推進体制について</p> <p>(1) 事業推進</p> <p>① 機構 (財団・CD・市町等業務委託)</p> <p>② 関係機関との連携 (市町・農業委員会・県・JA・改良区)</p> <p>③ 農業者との連携</p> <p>(2) 農地管理</p> <p>① 賃借料徴収支払・契約変更</p> <p>② 機構法等への適切な対応</p>	<p>・CDが積極的に対応している地域においては、成果が出ているように見受けられる。半面、CDの成り手の確保が困難な地域において、成果が出にくい点は注視すべきである。とりわけ、島しょ部の体制整備は急務と言える。</p> <p>・JA営農指導員とCDとの連携体制構築は急務である。中山間地域、特に水田地帯で大型の集落法人が地域農業を担っている場合には連携体制が構築されているケースがみられるが、特に、先述の通り、島しょ部における対応を強化する必要がある。</p> <p>・各担当者レベルで農林水産事務所、農業技術指導所の担当と意見交換をしながら、借受希望者のニーズの詳細を把握されたい。</p> <p>・現状では適正な事務処理が実施されていると認められが、今後、ケースが増えていくにあたって、機構の処理能力を勘案しつつ適切な支援体制を政府に要望する必要がある。</p> <p>・事務処理要領等の改正・運用については、引き続きコンプライアンスの原則に従いつつ、環境変化への対応が適切になされることが重要である。</p>
Ⅳ 今後の対応への意見	<p>4. 令和4年度の実施方針について</p>	<p>・事業実績や活動の成果、課題等を踏まえ、適正な対応となっている。</p> <p>・機構事業の活用や方向性について、市町や農業委員会、JA等の関係機関と、さらに幅広い検討や意見交換を行っていくことが望まれる。</p> <p>・農地関連法改正に係る令和5年度の法施行の準備を関係機関と連携して行ってほしい。</p>
総合評価・意見	<p>広島県は、経営耕地面積に占める中山間地域の比率が90%近くと全国で最も高く、東北地方や北陸地方などと異なりまとまった農地を集積することが難しい地域である。このようななかで、機構においては、多様な担い手のニーズに対するマッチングとともに、ニーズの掘り起こしなども含めたコーディネート能力の強化を行っていただきたい。</p> <p>具体的には、担い手となりうる個人(Uターン、Iターン)や組織(農業参入企業、家族経営発展型農業法人)などへの担い手育成体制の構築方策も検討されたい。</p> <p>また、広島県が進めている農業経営の成長段階(I層→V層)とそれに合わせた支援体制に基づき、機構も連携して担い手の底上げに貢献されたい。また昨今、JAグループ広島においても県と同様にマネジメント、マーケティング、イノベーションといったキーワードで営農指導事業が進められていることから、このような基本的考え方を共有しつつ連携体制の構築が望まれる。</p>	